

個 5

受 平成 30 年 2 月 26 日
付 午前・~~午後~~ 2 時 51 分

一般質問（代表・個人） 通告書

平成 30 年 2 月 26 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 まつだまさる

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 3 月定例会において
別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 4 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	4月からの法定雇用率引き上げに伴う本市の対応について
要 旨	<p>障がいのある方も、ごく普通に地域で暮らし、地域の一員として生活できる社会という理念である「インクルーシブ社会」の実現に向け、政府は、すべての事業主に対して、法定雇用率を定め、一定の割合以上の障がい者を雇用するよう義務を課しています。</p> <p>今回、その法定雇用率が平成30年4月より引き上げられるのに伴い、本市の対応について伺います。</p> <p>(1) 概要について</p> <p>(2) 本市ができる周知について</p> <p>(3) 事業所でもある市役所について</p> <p>ア 現状について</p> <p>イ 4月からの状況について</p> <p>ウ ジョブコーチ（職場適応援助者）配置の見解について</p>
備 考	<p>1 要旨は具体的かつ明確に記載すること。</p> <p>2 数値の答弁を求める場合は、要旨に必ず記載すること。</p> <p>3 質問事項に補足等があれば、適宜、要旨欄に記載する。ただし、補足等の記載を質問原稿にかえることができる。</p>

質問事項 No. 2	火災現場における消防団活動の現状について
要旨	<p>地域防災を担う消防団の活動が、消火活動の高次化や常備消防の充実に伴い、現在、火災現場において後方支援に特化されつつあると感じています。</p> <p>今回、その現状について確認すると同時に、後方支援に特化した訓練内容や研修内容にシフトできているかを伺います。</p> <p>(1) 消防団の活動について</p> <p>ア 消防団の火災現場での位置づけについて</p> <p>イ 消防団の火災現場での活動について</p> <p>(2) 訓練・研修について</p>
備考	<p>1 要旨は具体的かつ明確に記載すること。</p> <hr/> <p>2 数値の答弁を求める場合は、要旨に必ず記載すること。</p> <hr/> <p>3 質問項目に補足等があれば、適宜、要旨欄に記載する。ただし、補足等の記載を質問原稿にかえることができる。</p>

質問事項 No. <u>3</u>	ふるさと納税の返礼メニューに「お墓の清掃サービス」を加えることについて
要旨	<p>先日、会派フロンティア旭で視察に行った、本市とも特産品相互取扱協定を結んでいる泉佐野市は、ふるさと納税にも力を入れている地方自治体でした。</p> <p>本市の返礼品競争には参加しないというスタンスは私自身も賛同するところであり、本市に泉佐野市をそっくりそのまま真似よという思いは全くないが、その中でも「お墓の清掃」を返礼サービスとして扱っており、これについては、ふるさと納税の主旨にかなったものだと感じ、本市においても、取り入れるべきであると考え、その見解を伺います。</p>
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 要旨は具体的かつ明確に記載すること。 2 数値の答弁を求める場合は、要旨に必ず記載すること。 3 質問項目に補足等があれば、適宜、要旨欄に記載する。ただし、補足等の記載を質問原稿にかえることができる。

質問事項 No. <u>4</u>	インフルエンサーを意識した本市のPRについて
要旨	<p>行政施策を決める上で必要なことは、法的根拠、予算、民意であるが、その運用においては「力」が必要であると感じています。</p> <p>一般的に、その「力」とは「権限」「権威」「影響力」と考えています。本来「権限」は、行政が持っているものであり、今までは、その裏付けとして「権威」を結び付け、施策の推進を図ってきた経緯があります。</p> <p>しかしながら「影響力」に表立ったアプローチをした施策は、現状において乏しく、さまざまな形で「影響力」にアプローチできた施策が、今後、機能する時代になっていくと予測しています。</p> <p>シティセールスの観点から、その「影響力」を持った人＝インフルエンサーを意識して、アプローチできるような本市のPRの方針について伺います。</p> <p>(1) インフルエンサーに対する本市の見解について</p> <p>(2) インフルエンサーを意識した本市のPR方法について</p>
備考	<p>1 要旨は具体的かつ明確に記載すること。</p> <p>2 数値の答弁を求める場合は、要旨に必ず記載すること。</p> <p>3 質問項目に補足等があれば、適宜、要旨欄に記載する。ただし、補足等の記載を質問原稿にかえることができる。</p>